

横須賀市報

第1848号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇事務分掌規則中一部改正……………	15011
◇公文書管理規則中一部改正……………	〃
◇公印規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則中一部改正……………	15012
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正……………	〃
◇コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	〃
◇コミュニティセンター条例施行規則中一部改正……………	〃
◇勤労福祉会館条例施行規則中一部改正……………	〃
◇体育会館条例施行規則中一部改正……………	〃
◇都市公園条例施行規則中一部改正……………	15013
◇有料広場条例施行規則中一部改正……………	〃
◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	〃
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	15014
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	15015
◇健康増進センターの利用料金の額の承認について……………	〃
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇長井海の手公園の供用の休止について……………	15016
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	15017
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇交付要求通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税ほか2件の納期限変更通知書の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇普通財産(土地)の売払いに係る一般競争入札について……………	15018
◇インフルエンザの予防接種について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃

選挙管理委員会告示

- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…………… 15019
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…………… 〃
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…………… 〃

規 則

横須賀市規則第55号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第21条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、第25号を第24号とする。

第33条第1項の表市民サービスセンター追浜店の項を削る。

第59条中「館長」の次に「(池上コミュニティセンターの館長を除く。)」を加える。

第60条各号列記以外の部分中「コミュニティセンター」の次に「(池上コミュニティセンターを除く。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第56号

公文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地克明

公文書管理規則の一部を改正する規則

公文書管理規則(平成21年横須賀市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 文書、図画又はフィルム(以下この項において「文書等」という。)の公文書は、法令又は条例、規則その他の規程の規定において文書等により保存することが規定されている文書等である場合、当該公文書を電磁的記録により保存することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、保存期間が満了する日までの間必要に応じ電磁的記録に変換して保存することができるものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第57号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地克明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則(昭和28年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1何々行政センター専用神奈川県横須賀市長之印の項中

各行政センター館長(追浜行政センター館長及び久里	各2
--------------------------	----

浜行政センター館長を除く。)	行政センターの所掌事務で館長以下の専決ができる文書	木印	を	
追浜行政センター館長				3
久里浜行政センター館長				3

各行政センター館長(久里浜行政センター館長を除く。)	行政センターの所掌事務で館長以下の専決ができる文書	木印	に
久里浜行政センター館長			

改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第58号

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成17年横須賀市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第2条第5号及び第6号に規定する施設に限り、使用期日の5日前から」を「対象施設のうち、体育会館条例別表第1項第3号、第2項第2号、第3項第3号及び第4項第2号に規定する施設を除いた施設に限り、ゲスト登録(施設予約システムにおいて、氏名、住所、生年月日及び電話番号を入力することにより受けることができる対象施設の利用の予約の申込みに係る簡易な登録をいう。以下同じ。)を受けることにより、」に改める。

第5条第1項第2号ア中「3月前」の次に「(ゲスト登録を受けた者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、2月前)」を加え、「の前日」を削り、同号イ中「6月前」の次に「(ゲスト登録者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、5月前)」を加え、「の前日」を削り、同号ウ中「2月前」の次に「(ゲスト登録者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、1月前)」を加え、「の前日」を削り、同号エ中「6月前」の次に「(ゲスト登録者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、5月前)」を加え、同号オ中「2月前の16日から」を「使用期日の2月前(ゲスト登録者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、1月前)の日の属する月の16日から」に、「6日前」を「4日前」に、「2月前」を「使用期日の2月前又は1月前の日の属する月」に、「とする」を「を期間の初日とする」に改め、同号カ中「2月前」を「使用期日の2月前(ゲスト登録者(以下「ゲスト登録者」という。)にあっては、1月前)」に改め、同条第2項第2号中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に改め、同項第3号中「前日」を「午前8時」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「6日前」を「3日前の午前零時」に改め、同号を同項第4号とする。

第8条第2号中「第3条」を「第2条第4項」に改める。

第9条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第2条第1号、第2号」を「第2条第2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2条第1号に規定する施設 施設予約システムによる入力又は当該施設の窓口への届出若しくは電話による連絡を行うこと。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第59号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。別表第1 市民サービスセンター追浜店の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第60号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第10号)第3条の規定の施行期日は、令和4年10月1日とする。

横須賀市規則第61号

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

コミュニティセンター条例施行規則(平成20年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第6条第2項第2号」を「第7条第2項第2号」に改める。

第2条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、「市長」の次に「(池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者(条例第8条の規定により市長が指定するものをいう。以下同じ。))」を加え、同条第2項ただし書中「市長」の次に「(池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者)」を加える。

第3条第1項第4号中「が認める飲食を除く。)」を「又は指定管理者が認める飲食を除く。)」を「」に改める。

第4条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第12条第3項」を「第13条第3項」に改める。

第5条第1項中「第13条ただし書」を「第14条ただし書」に改め、同条第3項中「第13条第3号」を「第14条第3号」に改める。

別記様式中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第62号

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労福祉会館条例施行規則(平成3年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「別表第1項備考に関する部分」を「別表第1項備考に関する部分第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第63号

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定

める。
 令和4年9月26日
 横須賀市長 上 地 克 明
 体育会館条例施行規則の一部を改正する規則
 体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「別表備考に関する部分第8項」を「別表備考に関する部分第11項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第64号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「第28条」を「第41条」に改める。

第19条中「別表第3第1号オの表備考に関する部分第1項」を「別表第3第1号オの表備考に関する部分第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第65号

有料広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

有料広場条例施行規則の一部を改正する規則

有料広場条例施行規則（平成29年横須賀市規則第37号）の一部

部を次のように改正する。

第7条中「別表備考に関する部分第1項」を「別表備考に関する部分第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市規則第66号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱

規則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成21年横須賀市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号イ及び同項第2号イ中「第2条第1項の表各項」を「第2条第1項の表1から表3までの各項」に改める。

第4条本文中「第2条第1項の表」を「第2条第1項の表1」に改める。

第5条中「第3項」を「第7項」に改める。

第6条中「第5項」を「第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第169号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年9月1日	スパーク衣笠	横須賀市金谷2丁目3番29号島貫ビル2F	児童発達支援	横須賀市佐島二丁目12番12号 株式会社おおすけ 代表取締役 岡 田 達 雄
同	スパーク衣笠	横須賀市金谷2丁目3番29号島貫ビル2F	放課後等デイサービス	横須賀市佐島二丁目12番12号 株式会社おおすけ 代表取締役 岡 田 達 雄

横須賀市告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止す

る旨の届出がありました。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年8月31日	エミタスアフタースクール	横須賀市公郷町2丁目11番地8	児童発達支援	東京都豊島区東池袋二丁目21番6号 朝日プラザ東池袋321号 アルト総合開発株式会社 代表取締役 土 佐 功

横須賀市告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。

令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年9月1日	うみがめ訪問看護ステーション	横須賀市長井5丁目31番11号	訪問看護	横須賀市佐原五丁目14番2-4号 株式会社Little Happy

				代表取締役 林 知 弘
<p>横須賀市告示第 172 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし</p>			<p>て指定しました。 令和4年9月26日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年9月1日	リハビリデイセンター 悠 林	横須賀市林2丁目1番31号	地域密着型通所介護	横須賀市佐原五丁目22番5号 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前 川 有一朗
同	デイサービスしんちゃん家	横須賀市大津町5丁目9番16号1階	地域密着型通所介護	横須賀市大津町五丁目9番16号1階 株式会社SUN 代表取締役 田 中 慎太郎
<p>横須賀市告示第 173 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま</p>			<p>した。 令和4年9月26日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年9月1日	ピースプラン	横須賀市武4丁目1番4号相川事務所202	居宅介護支援	横須賀市武四丁目28番1号鈴木ビル1階 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 尾 上 俊 一
同	石井ケアプランセンター	横須賀市野比4丁目7番13号	居宅介護支援	横須賀市野比四丁目7番13号 合同会社浜根 代表社員 石 井 雅 子
<p>横須賀市告示第 174 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定</p>			<p>しました。 令和4年9月26日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年9月1日	うみがめ訪問看護ステーション	横須賀市長井5丁目31番11号	介護予防訪問看護	横須賀市佐原五丁目14番2-4号 株式会社Little Happy 代表取締役 林 知 弘
<p>横須賀市告示第 175 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨</p>			<p>の届出がありました。 令和4年9月26日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年8月31日	リハビリデイセンター 悠 林	横須賀市林2丁目1番31号	通所介護	横須賀市佐原五丁目22番5号 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前 川 有一朗
<p>横須賀市告示第 176 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に</p>			<p>掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和4年9月26日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年		横須賀市衣笠栄町2丁目		横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目21番24号

9月1日	MAKANA	16番地3	就労継続支援B型	株式会社ミント 代表取締役 谷口 俊一
同	LAKI	横須賀市東浦賀1丁目2番2号ベルエキップ2F	就労継続支援B型	厚木市旭町一丁目15番8号県央ビル2F 合同会社AWANA 代表社員 堂野 厚子

横須賀市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、池上コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地 克明

- 1 管理を行う施設
コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第2条第1項の表に規定する池上コミュニティセンター
- 2 指定管理者
横須賀市小川町11番地
一般財団法人シティサポートよこすか
代表理事 竹内 英樹
- 3 指定期間
令和4年10月1日から令和6年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第178号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第4条第4項の規定により、令和4年横須賀市告示第57号（健康増進センターの利用料金の額の承認について）に係る健康増進センターの利用料金について、令和4年10月2日の横須賀市内在住の利用者（中学生以下の者は除く。）の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地 克明

- 1 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 2 利用料金の額
1回の利用に限り、無料

横須賀市告示第179号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地 克明

- 1 形質変更時要届出区域

- 横須賀市稲岡町82番6の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

横須賀市告示第180号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地 克明

- 1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	三春町3丁目及び長井3丁目地内	令和4年8月1日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	グリーンハイツ地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第181号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和4年9月26日

横須賀市長 上地 克明

- 1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和4年8月1日から同月31日まで	台 77	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	3	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	4	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	36	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	8	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	18	5	追浜本町1丁目、田浦町1丁目、吉倉町1丁目、西逸見町1丁目、坂本町2丁目、本町2丁目、緑が丘、日の出町3丁目、富士見町2丁目・3丁目、鶴が丘1丁目、衣笠栄町3丁目、池上2丁目、森崎1丁目及び鴨居1丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀中央駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	0	1	北久里浜駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 3,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第182号

長井海の手公園は、改修工事のため、令和4年10月1日から当分の間、供用を休止します。
令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

公 告

横須賀市公告第148号 (令和4年9月13日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	7月分及び8月分の納期限は、令和4年9月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第149号 (令和4年9月13日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	5月分	令和4年7月29日
		6月分	令和4年7月29日

(別紙略)

横須賀市公告第150号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から8月分までの納期限は、令和4年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第151号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和3年度		減額分
令和4年度		減額分 7月分及び8月分の納期限は、令和4年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第152号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	6月分	令和4年7月29日

(別紙略)

横須賀市公告第153号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第154号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第155号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第156号 (令和4年9月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第157号 (令和4年9月16日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月16日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税	第3期分及び第4期分の納期限は、令和4年9月29日に変更する。
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第3期分、第4期分及び9月随時分の納期限は、令和4年9月29日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第158号 (令和4年9月16日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月16日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令 和 4 年 7 月 15 日 令 4 開 第 2 号	令 和 4 年 9 月 7 日 令 4 第 6 号	横 須 賀 市 佐 島 3 丁 目 1408 番 1 ほか 11 筆	東 京 都 港 区 港 南 2 丁 目 5 番 3 号 佐 藤 亨 樹

横須賀市公告第 159 号 (令和4年9月26日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の売払を行います。
令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 160 号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。
令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

2 実施場所及び実施期間

実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

実施期間 令和4年10月1日から令和5年1月31日まで

3 予防接種を受けることが適当でない者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 当該疾病に係る予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

4 料金

2,000円(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく

保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている方は、無料)

横須賀市公告第 161 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。
令和4年9月26日

横須賀市長 上 地 克 明
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字天王谷978番1及び979番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市初声町和田571番地
河田 成 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷979番地
廣 川 和 子

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市佐島3丁目1235番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長坂4丁目5番5号
安 田 卓
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市安浦町2丁目15番地
渡 邊 あけみ

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第27号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和4年9月26日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	指定年月日	有効期限
611	株式会社水輝	高 井 まゆみ	横須賀市池田町二丁目13番6号	令和4年 9月1日	令和9年 8月31日

横須賀市上下水道局告示第28号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和4年9月26日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代表者名	所 在 地	指定年月日
須 418	有限会社福館設備工業所	福 館 英 知	横浜市瀬谷区本郷三丁目9番地1	令和4年9月8日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第13号 (令和4年9月5日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和4年9月5日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和4年9月8日 午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第35号 (令和4年9月1日)
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,702です。

令和4年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫



横須賀市選挙管理委員会告示第36号 (令和4年9月1日)
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、111,699です。

令和4年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫



横須賀市選挙管理委員会告示第37号 (令和4年9月1日)
掲 示 済

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,850です。

令和4年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫